

平成30年9月28日

(2018年)

城陽市において発生している大手百貨店の店員を名乗る不審電話
について（情報提供）

城陽市まちづくり活性部商工観光課
（城陽市消費生活センター）

平成30年9月26日より大手百貨店の店員を名乗り、キャッシュカードの不正利用があったとして電話をかけ、その後、キャッシュカードやキャッシュカードの暗証番号等を入手しようとする不審電話が本市市民を対象に多発しています。

不審電話への対応方法等で困ったときは、城陽市消費生活センターにご相談ください。

問合せ先

城陽市消費生活センター 0774-56-4052

相談時間：平日9時～12時、13時～16時

城陽市商工観光課 0774-56-4018